

26長社第7071号
平成27年3月13日

関係施設（事業者） 代表者 様

長崎県福祉保健部長
（公印省略）

「施設預り金等管理規程モデル」の改正について

日頃より社会福祉法人並びに福祉施設の運営につきまして、ご尽力いただいておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、「施設預り金等管理規程モデル」について、施設利用者の死去に伴う預り金の返還に際しては、預り金品を「遺留金品」として、通常の退所等に伴う返還と明確に区別して、「遺留金品」に係る事務処理の適正化を図るため、別添のとおり改正いたしましたので通知します。

今後、本モデルを参考に、適正な管理体制を確立されるようお願いいたします。

（改正点）

第11条から第17条の追加。

現モデル規程の「様式第3」について、通常の返還と死去による返還の場合を明確に区別するため、「様式4」と「様式5」を追加。これに伴い、現モデル規程の「様式第3」を削除し、現モデル規程の「様式第4」を「様式第3」に繰り上げ。

「様式1」に、預り依頼時に返還を行う場合の受取人確認欄を追加。

その他、表現等の一部整理

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 施設整備班

TEL：095-895-2435

FAX：095-895-2576